資料 4

医療計画に記載すべき事項について（考え方）

医療計画に記載すべき事項について（考え方）［議論のたたき台］

【平成１８年の医療制度改革を念頭においた医療計画の見直しの考え方】

○　従来の医療計画では地域の医療提供体制の量的整備を目的として立案されてきた。

○　一方で、患者の視点を尊重し、がん・脳卒中・小児救急・災害医療など事業面に関する地域の医療機能を把握するとともに、これらの医療機能をどのように確保するかという医療提供体制の質的な観点を重視することが求められている。

○　このため、平成１８年の医療制度改革を念頭においた医療計画の見直しに当たっては、がん・脳卒中・小児救急・災害医療など患者の視点を尊重した事業面での地域の医療提供体制の確保に着目することとし、医療計画に記載すべき事項としても、同様の視点でもって検討するものとしてはどうか。

○　その際、特に医療提供体制として地域で確保することが求められる事業に関しては、医療法第３０条の３に規定する医療計画の記載事項として取り上げるものとしてはどうか。

医療計画に記載すべき事項として加味する観点（案）

☆　都道府県が作成する医療計画に記載すべき事項については、次の観点を加味した事項としてはどうか。

（医療計画に記載すべき事項として加味する観点）

1．質が高く効率的な医療サービスを住民・患者に提供する体制を確保する責任を果たすため、都道府県自ら関与することが求められる事業であること。

2．患者のニーズ等医療を取り巻く最近の情勢を踏まえ、新たに政策的に推進すべき事業であること。なお、政策的に推進すべき事業は適宜見直すものとすること。

3．緊急時に住民・患者に医療サービスを継続して提供できる体制を地域で確保する事業であること。